

令和 4 年（2022 年）9 月定例議会本会議

議会運営委員会提出議案（議員提出議案第 4 号）

説明要旨（令和 4 年 10 月 4 日）

ただいま議題となりました議員提出議案第 4 号 横須賀市議会基本条例中改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、大きく分けて 2 つの改正内容となっております。

まず初めに、議員定数の見直しについてご説明いたします。

皆さまご承知のとおり、地方自治体における二元代表制の一翼を担い、行政に対する監視機能の発揮や多様な市民意見を反映した政策提案など、市民の代表として様々な役割が求められている議会にとって議員定数は極めて重要な要素であります。

このような中、前期の本市議会では、平成 31 年改選時の議員定数を 1 人減の 40 人と決定しました。

しかしながら、本市の人口減少及び財政状況を踏まえ、令和 5 年の改選に向けて、改めて議員定数の見直しについて議論することを議会制度検討会議において決定し、令和 2 年 3 月から本年 9 月まで、延べ 19 回にわたり検討を重ねてきました。

協議においては、本市の人口減少や財政状況を踏まえ「議員定数を削減すべき」という意見と、市政に関して多様な市民意見を十分に反映させることができるかという観点や本市固有の地域課題を踏まえ「現状維持が妥当である」という意見がありましたが、コロナ禍における市民生活や地域経済へ

の多大な影響、また、これらの状況に対応するための様々な対策の実施により、さらに厳しくなった本市の財政状況を踏まえると、議員定数が現状どおりでは市民の理解を得ることは難しいと判断し、定数を削減することについては意見が一致したため、その削減数についてさらに議論を重ねました。

削減数に関する議論においては、本市の人口減少や厳しい財政状況、また、行政部門別常任委員会における委員数の均衡を考慮して削減数を3人とし、議員定数を37人とする意見、多様な市民意見を把握するためには相応の議員数が必要であること、大幅な削減は議会の監視機能への影響が懸念されること、議会の政策形成サイクルなど様々な議会改革の取組が途上段階であることを考慮すると削減数は1人とし、議員定数は39人とすべきといった意見が出されました。

その結果、議員定数の削減はやむを得ないものであるが、定数を大きく減らした場合、議会の監視機能の低下につながるだけでなく、さらなる議会改革の推進にも支障をきたすおそれがあること、また、議会には多様な市民意見を反映した政策立案・政策提言が求められているが、新型コロナウイルス感染症の影響など市民の暮らしを取り巻く環境が大きく変化する中、今後もより一層多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握し市民福祉の向上につなげていくためには、相応の議員数が必要であると判断し、削減数は1人とすべきものと結論付けました。

このような理由から、横須賀市議会基本条例第5条第1項に規定する議員定数を現行の40人から39人に改めるとともに、横須賀市議会委員会条例第1条第2項第3号に規定する

環境教育常任委員会の定数を現行の 10 人から 9 人に改め、同項第 5 号に規定する予算決算常任委員会の定数を現行の 40 人から 39 人に改めようとするものであります。

次に、第 14 条の市民参加の規定に関する部分については、広報広聴会議におきまして、今後の市民との懇談会、議会報告会等は、今まであった報告を主とする場から、広聴を中心とした場にするため、議会報告会及び懇談会を一本化することと決定したことを受け、改めるものであります。

以上が提出議案の概要であります。本議案をご議決いただきますと、議会基本条例の議員定数に関する規定につきましては次の一般選挙から、市民参加に関する規定につきましては公布の日から、また、委員会条例につきましては令和 5 年 5 月 2 日からそれぞれ施行することとなります。

議員の皆様におかれましては、本提出議案にご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。